

## 地方分権の推進に関する大綱方針

〔平成6年12月25日〕  
閣議決定

この大綱方針は、下記のとおり、地方分権の推進に関する基本理念、基本方針及び今後の推進方策の在り方を定め、地方分権の計画的な推進を図ることを目的とする。

### 記

#### 第1 地方分権の推進に関する基本理念等

##### 1 地方分権の推進に関する基本理念

国と地方公共団体とは国民福祉の増進という共通の目的に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国及び地方公共団体が担うべき役割を明確にし、住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理することを基本として、地方分権を推進する。

##### 2 国及び地方公共団体の責務

- (1) 国は、地方分権の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。
- (2) 地方公共団体においては、国の地方分権の推進に関する施策の推進に併せて、地方行政の改善・充実を進めるものとする。
- (3) 国及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じた行政全体の簡素効率化を進めるものとする。

## 第2 地方分権の推進に関する基本方針

### 1 国と地方公共団体との役割分担の在り方

- (1) 国は、国家の存立に直接かかわる政策、国内の民間活動や地方自治に関して全国的に統一されていることが望ましい基本ルールの制定、全国的規模・視点で行われることが必要不可欠な施策・事業など国が本来果たすべき役割を重点的に分担することとし、その役割を明確なものにしていくものとする。
- (2) 地方公共団体は、地域の実情に応じた行政を積極的に展開できるよう、地域に関する行政を主体的に担い、企画・立案、調整、実施などを一貫して処理していくものとする。

### 2 国から地方公共団体への権限委譲等の推進

#### (1) 権限委譲等の基本的考え方及び進め方

行政の簡素化及び規制緩和の観点から行政事務そのものの必要性を検討するとともに、上記1の「国と地方公共団体との役割分担の在り方」を踏まえ、国から地方公共団体への権限委譲等を推進する。

権限委譲等については、行政分野ごとに権限委譲、国の関与、補助金の整理等を一括して見直すことを基本とし、計画的に推進する。

なお、全国的な統一性、全国的な規模・視点を重視して行う必要のある事務についても、その執行に当たり地方公共団体の裁量に委ねることが適当なものについては、国は、極力、基準の提示や制度の大枠の制定にとどめるものとする。

また、地方分権の進展に伴い、地方出先機関を始め省庁組織について所要の見直しを進めるものとする。

#### (2) 国の関与及び必置規制の整理等

国の関与及び必置規制は、必要最小限のものに整理合理化を図るとともに、存置する場合においても、国の関与については、事前関与から事後関与、権力的関与から非権力的関与への移行を、必置規制については、基準の弾力化を、それぞれ基本とする。

#### (3) 機関委任事務の整理合理化等

機関委任事務の整理合理化を積極的に進めるとともに、機関委任事務制度について検討する。

### 3 地方公共団体の財政基盤の整備

#### (1) 地方税財源の充実等

地方分権を進めるに当たっては、地方公共団体が事務事業を自主的・自立的に執行できるよう、事務配分に応じた地方税財源を安定的に確保していくものとする。

- ① 地方税については、地方における歳出規模と地方税収入とのかい離をできるだけ縮小するという方向で、課税自主権を尊重しつつ、充実・確保を図っていくものとする。
- ② 地方交付税については、地域の実情に即した自主的・主体的財政運営を行えるよう、その総額の安定的確保を図るとともに、算定方法を地方公共団体の財政需要を的確に反映させることのできるものとするなど、その財政調整機能の充実を図っていくものとする。
- ③ 地方債許可制度については、その制度の弾力化・簡素化を図るとともに、地方債市場の整備・育成や外債等資金調達方法の多様化など地方債発行の条件整備を図っていくものとする。

#### (2) 補助金等の整理合理化等

補助金等については、事務事業の内容等を勘案し、地方公共団体の事務として同化・定着・定型化しているものや人件費補助に係る補助金、交付金等については一般財源化等を進めるとともに、国と地方公共団体との役割分担の見直しに併せて、真に必要なものに限定していくなどにより、より一層の整理合理化を進めることとする。その際には、個々の補助金等の性格等を踏まえ、次の点に留意していくものとする。

- ① 奨励的補助金等については、基本的に縮減を図っていくこととし、零細補助金については、零細補助基準の一層の引き上げ等により整理を進める。
- ② 国が一定の行政水準を確保することに責任を持つべき分野について負担する経常的な国庫負担金等については、国と地方公共団体との役割分担の見直しに併せて、今後とも国が義務的に負担すべき分野に限定していくものとする。
- ③ 公共事業等に対する国庫負担金等については、その対象を、例えば全国的あるいは広域的なプロジェクト等の根幹的な事業を始め基本的なものに限定するなど、投資の重点化を図る。
- ④ 補助金等の一般財源化に当たっては、所要の地方一般財源を確保する。

#### 4 自立的な地方行政体制の整備・確立

新たな地方公共団体の役割を担うにふさわしい地方行政体制の整備・確立を図るため、国から地方公共団体への権限委譲等の推進や地方公共団体の財政基盤の整備と併せて、行政能力の向上、自己チェックシステムの整備、住民の信頼の確保、住民の参加への配慮等の観点から、市町村の自主的な合併の支援、事務事業・組織・機構の見直しや定員管理の適正化等地方公共団体における行政改革及び情報公開の推進、行政手続の適正化等地方行政の公正の確保・透明性の向上や住民自治の充実強化を進める。

### 第3 今後の推進方策の在り方

#### 1 推進計画の策定

政府は、地方分権の推進に関する計画を策定し、地方分権を計画的に推進するものとする。

#### 2 地方分権の推進に関する委員会の設置

地方分権の計画的な推進を図るため、地方分権の推進に関する委員会を設置する。委員会は、政府に対し、上記1の計画の具体的指針並びに同計画の策定及び推進について、意見提出を行うことができるものとする。

#### 3 地方分権の推進に関する法律の制定

この大綱方針の基本的方向に沿って、地方分権を推進するため、上記2に掲げる委員会の設置を含む地方分権の推進に関する法律案について、早急に検討を進め、具体的成案を得て次期通常国会に提出する。